

地域公共交通活性化協議会および地域公共交通会議の役割について

	地域公共交通活性化協議会	地域公共交通会議
根拠法	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条	道路運送法施行規則第9条の3
概 要	地域公共交通の活性化に関する協議を行う。	地域の実情に応じた旅客運送について協議を行う。
役 割	<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通の活性化を総合的かつ一体的に推進するための「地域公共交通計画」を策定するための協議などを行う。 ・計画の実施に関し必要な協議などを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項を協議する。 ・市町村運営有償運送の必要性及び旅客からの収受する対価に関する事項を協議する。 ・その他交通会議が必要と認める事項を協議する。
構成員	市、公共交通事業者、市民代表、道路管理者、公安委員会など	市、バス事業者、タクシー事業者、運輸支局、事業用自動車の運転手団体、市民代表、警察など
相違点	<ul style="list-style-type: none"> ・規約に基づく独立した協議会 ・公共交通であれば、自動車交通の他に電車なども含めて検討できる。 ・実証運行などを実施することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市が規則に基づき設置する協議機関 ・公共交通の対象が自動車交通に限られる。
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティバスなどを運行する場合、地域公共交通会議の意見調整を要する。 ・コミュニティバス運行について国庫補助を受ける場合、「生活交通確保維持改善計画」の承認・同意を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティバス運行事業について、運行内容や運賃などの協議・合意を行う。 ・コミュニティバス等の運行に係る手続き（運賃設定、路線新設など）を簡略化・弾力化することが可能。